

写

学支第17号
平成30年6月7日

神奈川県いじめ防止対策調査会 殿

神奈川県教育委員会



いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る教育委員会の取組について（諮問）

このことについて、別紙のとおり諮問事項を決定しましたので、神奈川県いじめ防止対策調査会規則第2条の規定に基づき、諮問します。

問合せ先

教育局支援部学校支援課

学校支援グループ 村山、金森

電話 (045) 210-8230 (直通)

1 神奈川県いじめ防止対策調査会への諮問事項

- (1) いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について
- (2) いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について

2 諮問する理由

神奈川県いじめ防止基本方針に基づき、神奈川県教育委員会が行う、いじめ防止等に向けた取組について、専門家による調査審議を行い、より効果的な取組のあり方や持つべき視点等の意見を求め、その結果を反映させることにより、教育委員会が実施する様々ないじめ防止のための取組の一層の充実を図るために諮問する。

神奈川県いじめ防止対策調査会 諮問事項について

神奈川県いじめ防止基本方針に基づき、神奈川県教育委員会が行う、いじめ防止等に向けた取組について、専門家による調査審議を行い、より効果的な取組のあり方や持つべき視点等の意見を求め、その結果を反映させることにより、教育委員会が実施するいじめ防止のための様々な取組の一層の充実を図るために諮問する。

第Ⅲ期(平成 30～31 年度)	
諮問事項 1	<p>○いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について</p> <p>「県いじめ防止基本方針」において、調査結果の公表については、「事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う」と定められているが、同種の事態の発生防止のためには、個人情報保護等の観点を踏まえつつ、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題である。</p> <p>そこで、いじめ重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について御審議いただきたい。</p>
諮問事項 2	<p>○いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について</p> <p>近年、スマートフォンの普及に伴い、若年層の多くが SNS をコミュニケーション手段として活用している。また、インターネットを通じたいじめが増加しており、その対応が課題となっている。さらに、いじめを受けて、誰にも相談できず、一人で悩む子どもたちへの対応も課題である。</p> <p>こうした中で、県教育委員会が平成 30 年度に試行的に実施する SNS いじめ相談の結果を基に、いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について御審議いただきたい。</p>

<参考>

第Ⅰ期(平成 26～27 年度)	
諮問事項	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について (その 1)
サブテーマ	<p>○学校と地域及び家庭との連携のあり方について</p> <p>○ネットいじめについて</p> <p>○いじめを未然に防ぐための環境作りについて</p>

第Ⅱ期(平成 28～29 年度)	
諮問事項	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について (その 2)
サブテーマ	<p>○いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について</p> <p>○いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について</p>